

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額					
			夏 期			冬 期		
			東北各港 (日立港含む)		宮 城 ・ 岩 手 県 各 港		青 森 ・ 秋 田 ・ 山 形 県 各 港	
			接岸本船	接岸本船	接岸本船	接岸本船	接岸本船	接岸本船
		↑ 90m以上 ↓	↑ 90m以上 ↓	↑ ↓	↑ ↓	↑ ↓	↑ ↓	
		上野	上野	上野	上野	上野	上野	
		屋	屋	屋	屋	屋	屋	
		積	積	積	積	積	積	
		場	場	場	場	場	場	
		内	前	内	前	内	前	
		内	前	内	前	内	前	
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	902	801	1,082	961	1,173	1,041
		空	767	681	920	817	997	885
		ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	1,348	1,230	1,618	1,476	1,752	1,599
		パレタイズ貨物・バンバック ・バックコンテナ・プレスリング	1,646	1,502	1,975	1,802	2,140	1,953
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	2,492	2,254	2,990	2,705	3,240	2,930
		麻袋入りのもの	2,088	1,920	2,506	2,304	2,714	2,496
	べ ー ル 物	葉 タ パ コ	1,815	1,626	2,178	1,951	2,360	2,114
		その他のべール物	2,477	2,231	2,972	2,677	3,220	2,900
		モ ー タ ー サ イ ク ル	1,997	1,833	2,396	2,200	2,596	2,383
		雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)	2,601	2,385	3,121	2,862	3,381	3,101
		機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)	1,892	1,714	2,270	2,057	2,460	2,228
		青 果 類	1,948	1,758	2,338	2,110	2,532	2,285

品目		金 額							
		夏 期			冬 期				
		東北各港（日立港含む）			宮城・岩手県各港		青森・秋田・山形県各港		
		接岸本船 ↑ 上野積場	接岸本船 ↑ 屋内	接岸本船 ↑ 前	接岸本船 ↑ 上野積場	接岸本船 ↑ 屋内	接岸本船 ↑ 前	接岸本船 ↑ 上野積場	接岸本船 ↑ 屋内
有 資 貨 物	タ イ ヤ	1,770	1,628	2,124	1,954	2,301	2,116		
	巻 取 紙（内地産）	1,441	1,283	1,729	1,540	1,873	1,668		
	木 材	岸壁場 のもの	原木	1,323	1,183	1,588	1,420	1,720	1,538
			米 国 材 北 洋 材	1,757	1,620	2,108	1,944	2,284	2,106
			製 材	1,406	1,264	1,687	1,517	1,828	1,643
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）	2,113	1,891	2,536	2,269	2,747	2,458		
	鋼 材	一 般 鋼 材 （口径12インチ未満の鋼管含む）	2,022	1,838	2,426	2,206	2,629	2,389	
		鋼 管（口径12インチ以上 のもの）・コ イ ル	1,719	1,563	2,063	1,876	2,235	2,032	
	石 材	2,043	1,890	2,452	2,268	2,656	2,457		
	撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）	1,350	1,207	1,620	1,448	1,755	1,569	
鉍 礦 石（塊）・特殊鉍 礦 石		1,932	1,750	2,318	2,100	2,512	2,275		
砂 糖		1,853	1,710	2,224	2,052	2,409	2,223		
特 殊 貨 物	冷 凍 品	—	3,725	—	4,470	—	4,843		
	冷 蔵 品	—	2,756	—	3,307	—	3,583		

（注） 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨 天 ・ 雪 天 荷 役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割 引 料 金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

(32)

4. 諸 料 金

(1) 待 機 料 金

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数 による区分		15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
	港 別						
昼 間 (8時30分 から 16時30分 まで)	日立・小名浜港		40,590	63,280	85,990	108,700	128,180
		夏期	40,590	63,280	85,990	108,700	128,180
	宮城 岩手 県各港	夏期	48,700	75,930	103,180	130,440	153,810
		冬期	40,590	63,280	85,990	108,700	128,180
	青森・秋田 山形県各港	夏期	52,760	82,260	111,780	141,310	166,630
		冬期	63,140	98,440	133,760	169,090	199,390
半 夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港		63,140	98,440	133,760	169,090	199,390
		夏期	63,140	98,440	133,760	169,090	199,390
	宮城 岩手 県各港	夏期	75,760	118,120	160,510	202,900	239,260
		冬期	63,140	98,440	133,760	169,090	199,390
	青森・秋田 山形県各港	夏期	82,080	127,970	173,880	219,810	2,259,200
		冬期					

(2) 最 低 料 金

(1口につき 単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数 による区分		15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
	港 別						
昼 間 (8時30分 から	日立・小名浜港		322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
		夏期	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
	宮城 岩手 県各港	夏期	386,410	602,420	818,610	1,034,830	1,220,260
		冬期					

16時30分 まで)	青森・秋田 山形県各港	夏期	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
		冬期	418,610	652,620	886,830	1,121,060	1,321,950
半 夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港		322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
		夏期	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
	宮城 岩手 県各港	夏期	386,410	602,420	818,610	1,034,830	1,220,260
		冬期	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
	青森・秋田 山形県各港	夏期	418,610	652,620	886,830	1,121,060	1,321,950
		冬期					

5. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

6. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の3%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合、又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拵付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待 機 料 金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最 低 料 金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。（日立港、小名浜港を除く。）

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. そ の 他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を

4. 諸 料 金

(1) 待 機 料 金

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分		1口の作業構成員数 による区分 港 別		4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
				(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼 間 (8時30分 から 16時30分 まで)	日立・小名浜港	＼		16,160	25,830	35,510	45,200	54,900	64,590
			宮城 岩手 県各港	夏期	16,160	25,830	35,510	45,200	54,900
	青森・秋田 山形県各港	夏期	16,160	25,830	35,510	45,200	54,900	64,590	
		冬期	21,000	33,570	46,160	58,760	71,370	83,960	
半 夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港	＼		25,140	40,180	55,240	70,310	85,400	100,470
			宮城 岩手 県各港	夏期	25,140	40,180	55,240	70,310	85,400
	青森・秋田 山形県各港	夏期	25,140	40,180	55,240	70,310	85,400	100,470	
		冬期	32,680	52,230	71,810	91,400	111,020	130,610	

(2) 最 低 料 金

(1口につき 単位円)

昼夜区分		1口の作業構成員数 による区分 港 別		4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
				(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼 間 (8時30分 から	日立・小名浜港	＼		128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
			宮城 岩手 県各港	夏期	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540
		冬期	153,840	245,900	338,050	430,300	522,640	614,890	

16時30分 まで)	青森・秋田 山形県各港	夏期	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410	
		冬期	166,660	266,390	366,220	466,160	566,200	666,130	
半 夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港	＼		128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
			宮城 岩手 県各港	夏期	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540
	青森・秋田 山形県各港	冬期	153,840	245,900	338,050	430,300	522,640	614,890	
		夏期	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410	
	冬期	166,660	266,390	366,220	466,160	566,200	666,130		

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1トンにつき 単位円)

袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,904
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,748
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り 5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,605

(4) 看買作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

↔上屋・野積場内又は上野・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額					
			夏 期			冬 期		
			東北各港 (日立港含む)		宮 城 ・ 岩 手 県 各 港		青 森 ・ 秋 田 ・ 山 形 県 各 港	
			接岸本船	接岸本船	接岸本船	接岸本船	接岸本船	接岸本船
		↑	↑	↑	↑	↑	↑	
		上 野 積 場 内	上 野 積 場 前	上 野 積 場 内	上 野 積 場 前	上 野 積 場 内	上 野 積 場 前	
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	686	601	823	721	892	781
		空	584	511	701	613	759	664
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,230	1,136	1,476	1,363	1,599	1,477
	パレット貨物・バンバック ・バッグコンテナ・プレスリング		1,502	1,386	1,802	1,663	1,953	1,802
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	2,254	2,064	2,705	2,477	2,930	2,683
		麻袋入りのもの	1,920	1,785	2,304	2,142	2,496	2,321
	ペール物	葉 タ バ コ	1,626	1,475	1,951	1,770	2,114	1,918
		その他のペール物	2,231	2,034	2,677	2,441	2,900	2,644

品 目		金 額							
		夏 期			冬 期				
		東北各線（日立港含む）			宮城・岩手県各港		青森・秋田・山形県各港		
		接岸本船 ↑ 上野積場内	接岸本船 ↑ 上野積場前	接岸本船 ↑ 上野積場内	接岸本船 ↑ 上野積場前	接岸本船 ↑ 上野積場内	接岸本船 ↑ 上野積場前		
包装品	モーターサイクル	1,833	1,701	2,200	2,041	2,383	2,211		
	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）	2,385	2,213	2,862	2,656	3,101	2,877		
	機械類（1個当り5トン以上のもの）・完成車（重量5トン以上または容積20トン以上のもの）	1,714	1,570	2,057	1,884	2,228	2,041		
	青果類	1,758	1,607	2,110	1,928	2,285	2,089		
有	タイヤ	1,628	1,156	1,954	1,387	2,116	1,503		
	巻取紙（内地産）	1,086	966	1,303	1,159	1,412	1,256		
姿木	材 岸壁揚のもの	原木	米 南 洋 材	1,183	1,071	1,420	1,285	1,538	1,392
			北 洋 材	1,620	1,511	1,944	1,813	2,106	1,964
		製材	材	1,264	1,150	1,517	1,380	1,643	1,495
			材	1,891	1,712	2,269	2,054	2,458	2,226
貨物	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	1,564	1,472	1,877	1,766	2,033	1,914	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル	1,329	1,252	1,595	1,502	1,728	1,628	
	石材	1,890	1,766	2,268	2,119	2,457	2,296		

撤貨物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）	1,207	1,093	1,448	1,312	1,569	1,421
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1,750	1,605	2,100	1,926	2,275	2,087
	砂糖	1,710	1,596	2,052	1,915	2,223	2,075
特殊貨物	冷凍品	-	3,492	-	4,190	-	4,540
	冷蔵品	-	2,523	-	3,028	-	3,280

（注） 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2655

1527

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品目			金額					
			夏 期			冬 期		
			東北各港 (日立港含む)		宮城・岩手県各港		青森・秋田・山形県各港	
			接岸本船 ↑ 上野積場内	接岸本船 ↑ 上野積場前	接岸本船 ↑ 上野積場内	接岸本船 ↑ 上野積場前	接岸本船 ↑ 上野積場内	接岸本船 ↑ 上野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	686	550	823	660	892	715
		空	584	467	701	560	759	607
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		807	646	968	775	1,049	840
	パレタイズ貨物・パンパック ・バッグコンテナ・プレスリング		988	790	1,186	948	1,284	1,027
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りのもの	1,625	1,300	1,950	1,560	2,113	1,690
		麻袋入りのもの	1,151	920	1,381	1,104	1,496	1,196
	ペール物	葉タバコ	1,294	1,035	1,553	1,242	1,682	1,346
		その他のペール物	1,682	1,346	2,018	1,615	2,187	1,750
	モーターサイクル		1,127	904	1,352	1,085	1,465	1,175
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		1,477	1,182	1,772	1,418	1,920	1,537
	機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,222	976	1,466	1,171	1,589	1,269
青果類		1,294	1,035	1,553	1,242	1,682	1,346	

有 装 貨 物	タ イ ヤ		966	774	1,159	929	1,256	1,006		
	巻取紙 (内地産)		1,086	870	1,303	1,044	1,412	1,131		
	木 材	岸壁場 のもの	原木	米 南 洋 材	959	767	1,151	920	1,247	997
				北 洋 材	935	748	1,122	898	1,216	972
			製 材	972	777	1,166	932	1,264	1,010	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,521	1,216	1,825	1,459	1,977	1,581		
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	鋼 管 (口径12インチ以上 のもの)・コ イ ル	1,255	1,004	1,506	1,205	1,632	1,305	
				1,066	854	1,279	1,025	1,386	1,110	
			石 材	1,053	842	1,264	1,010	1,369	1,095	
	小麦・肥料原料・鉍礦石 (粉)		975	780	1,170	936	1,268	1,014		
鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石		1,248	1,000	1,498	1,200	1,622	1,300			
砂糖		974	779	1,169	935	1,266	1,013			
特 殊 貨 物	冷 凍 品		-	1,594	-	1,913	-	2,072		
	冷 蔵 品		-	1,594	-	1,913	-	2,072		

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の3%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 ↔上屋・野積場内又は戸前迄の荷役。

(2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 ↔上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「本船内 ↔上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 「本船内 ↔上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日、祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。(日立港、小名浜港を除く。)

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別な荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 基本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。